

## 2026年度（令和8年度） 日本水泳連盟への団体・競技者登録について

一般社団法人長野県水泳連盟  
理事長 柄澤秀樹  
登録委員会

平素は 登録申請業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

「公益財団法人 日本水泳連盟」への 次年度 登録の時期が近づいてまいりました 4月になりましたら 長野県水泳連盟HP 「Web-swmsys」より 2026年度（令和8年度）団体登録・競技者登録 の登録申請 手続きをお願いいたします。

Web 登録手続き後、登録料の支払い、団体・競技者申請書の郵送 が完了しますと競技会へエントリー出来ます

◎ **高等学校・高等専門学校の登録手続き**は、高体連水泳専門部にて一括処理を行います  
詳しくは高体連HPを参照してください  
長野県高体連水泳専門部HP <http://www.ngn-hssp.org/suiei/>

団体登録、競技者登録、年度途中での所属団体の異動 等 登録に関するの不明点については  
長野県水泳連盟HPをご確認いただくか 登録委員会へメール ([nagano-touroku16@ymail.ne.jp](mailto:nagano-touroku16@ymail.ne.jp)) にてご相談  
下さい

☆重複登録がないか再度確認をお願いします

（現在所属と異なる団体での所属があった場合も含め） 競技会へ参加経験のある選手は 個人の登録番号  
7桁が発番されています 選手本人に確認していただいて 必ず同じ番号・同じ人名漢字・同じ生年月日  
で登録を行うようお願いいたします また、本人が知らない場合もありますので 不明の場合は長野県水泳  
連盟登録  
委員会にお問い合わせください

☆Web-swmsys 登録時 団体登録画面の連絡先 **メールアドレス**を必ず入力してください  
登録委員会からの連絡・問合せ・次年度ご案内で使用します

### 1. 登録申請窓口（申請書類の送付先及び登録料振込先）

- \* スイミングクラブ ・ 有償中学校登録 ・ 実業団 ・ 友好団体  
→ 長野県水泳連盟登録委員会（下記記載のアドレス）
- \* 高等学校 ・ 高等専門学校 → 長野県高校体育連盟水泳専門部
- \* 中学校（無償登録） → 長野県中学校体育連盟水泳専門部

2. **登録費用** について （振り込み手数料は、各申請団体負担となります。）

\* 団体登録料 10,000円（登録選手1名から）

\* 競技者登録料 1,500円（幼児・小学生・中学生・高等学校生・高等専門学校生・一般）

3. **有償登録申請書** は 下記4種書類を該当の窓口（登録委員会もしくは高体連）にメールしてください

① 選手登録集計表 長野県水泳連盟HPよりダウンロードして入力

② 団体登録申請書（代表者・担当者の捺印 必要） ・ Web-swmsys で作成

③ 競技者登録一覧表 ・ Web-swmsys で作成 出力

④ 振込明細書（金融機関の振込明細書もしくはインターネットバンキングの取引メモを送信）

- 上記4種の書類を確認の上、送付提出してください（②③は日付・時間のスタンプが印字された帳票）
- ・ 集計表を添付されない団体が多いので ご注意ください

4. **登録締め切り期日**

☆出場競技会の**前日必着** で登録申請手続き（Web登録手続き・登録料振込・申請書類送付まで）を完了させてください 期日の厳守をお願いします  
期日までに完了出来ない場合は未登録扱いとなり 競技会への参加ができません

有償基本登録の初回締め切り期日 **2026年 5月 7日（木）**

5. **追加登録** 随時受け付け（県水連HPの追加登録用集計表を使用）

- \* 追加登録の締め切りも 出場予定競技会の**前日**までに（Web登録手続き・登録料振込・書類メール送信）登録申請処理を完了していることを必須とします  
期日までに完了できない場合は未登録扱いとなり 競技会への参加ができません  
期日の厳守をお願いします

☆追加登録時の提出書類は上記3.に記載

①は追加登録用集計表 ②③④は同様をお願いします

- \* 2月末日が最終登録になります 3月は登録が出来ませんのでご注意ください

6. **異動届**（長野県水泳連盟HPからダウンロードして提出してください）

- \* 年度途中に何らかの事由により 競技者が所属団体を異動した場合は 異動先団体から異動届の提出をお願いします（異動登録処理後 速やかに送付提出をお願いします）
- \* 異動は 第二区分登録（SC・友好団体に限る）選手のみ可能です
- \* メールで提出の場合 Exce l 異動届ファイルに入力後 PDF に変換し 添付は必ず PDF をお願いします
- \* 異動登録も 2月末日までとなります 3月は異動出来ませんのでご注意ください

- 日本水泳連盟「競技団体及び競技者登録規定」が平成29年4月1日より施行されました  
長野県水泳連盟においても本規定に沿って登録業務を行ってまいります ご承知ください
  
- ◎ Web登録後 速やかに登録料の入金・書類の送付提出をお願いします（競技会前日まで）  
故意に遅らせている等 登録違反が認められた場合は ペナルティーを課すことがあります
  
- ◎ 「Web-swmsys」登録手続き後、正当な理由がない限り登録の取り消しは出来ません  
登録手続き前に選手と確認をお願いします 登録入力後 削除処理される方がいらっしゃいます  
競技者一覧表からは消えますが登録が取り消されるわけではありません  
一度登録されると 登録料の支払いが発生します お気を付けください

#### 書類のメール送信(有償登録) 及び 問い合わせ先

長野県水泳連盟登録委員会 高野 謙 宛

メールアドレス nagano-touroku16@ymail.ne.jp

#### 登録費用の振込先

登録団体にお送りした書類をご覧ください。(高体連とSC等で振込先が違います)

お問合せは上記アドレスから 必ずメールで 登録委員会へお問合せください  
当日中の返信を心がけておりますが 状況により時間を要する場合がございます  
ご承知おきください

## 競技団体及び競技者登録規定

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録（以下「登録団体」という。）及び競技者登録に関することを定める。

### (団体登録)

第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。

- 2 第一区分とは学校及び勤務先（事業所）、第二区分とは第一区分以外の任意団体（以下「任意団体」とする）とする。
- 3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。

### (競技者登録)

第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録することができる。

- 2 競技者は、自らの責任に於いて所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
- 3 第一区分は、競泳・飛込・水球・AS・OWS・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。

（\*水球については別に細則を設ける）

- 4 第一区分登録は、年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
- 5 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動（練習）実態を有する登録団体とする。
- 6 国際大会の日本代表及び国民体育大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

### (登録の手続き)

第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。

- 2 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。
- 3 大学生（高等専門学校4・5年生を含む）は学生委員会支部への登録とし、その他の学生（専門学校及大学院を含む）は加盟団体への登録とする。
- 4 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前に加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 5 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技資格規則」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

### (登録の期限及び登録料)

第5条 団体登録及び競技者登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間に係わらず、本連盟の定める登録料を納付しなければならない。
- 3 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するため団体・競技者の第一登録区分登録料は無償とする場合がある。
- 4 団体登録及び競技者登録は、期間途中で抹消することができる。但し納付した登録料の返金はしない。

(附則) 1 本規定は平成29年4月1日から施行する。